



今年度に入り 1 号目の「草の根通信 No.13 号」お届けいたします。皆様からの多岐にわたる Q&A の解説を通しての各種の情報をお知らせいたします。

1. 契約解除の際の注意事項

委託契約書において契約解除条項が設けられている場合に、法令違反や反社会的勢力に該当すると直ちに契約解除の手続きに入るのは要注意です。先ずは委託廃棄物が処分された事の確認を優先する事。

2. 空きビン及び空き缶の排出について

専ら物は廃棄物に該当するものの、その取り扱いに多くの例外を認めています。当該物は許可不要、マニフェスト伝票不要など特例を活用すべきです。

3. 産業廃棄物の保管積替え行為の役割

保管積替えの意義と具体的例示、許可制度、注意事項をまとめました。保管積替え行為は、収集運搬行為の行程上の法的に認められた行為です。

4. マニフェスト伝票の修正方法、委託契約書、覚書について

基本的かつ初歩的な内容です。その扱いに混乱している事業者又は処理業者がおられます。事例別に解説しました。内容を再確認して下さい。

5. 処理施設事故報告書について

各種の処理施設において、事故が発生した場合は許可を受けた行政の担当課に報告する義務が有ります。報告義務違反に該当しない対応をすること。

6. 一般廃棄物が事業系と家庭系に分割される理由と経緯

一般廃棄物には「事業系」と「家庭系」に分類されており、一般廃棄物処理業者の許可は「事業系」の廃棄物に限定されていること。遺品整理の廃棄物は産廃処理業や一般廃棄物処理業でも手が出せない。何故そのようになったかの経過と理由です。

7. 有価物の取引に電子マニフェスト又は紙マニフェストを使用する場合

有価物であっても廃棄物由来の物であれば、その処理・処分には注意が必要です。

マニフェスト制度（紙、電子）は廃棄物に該当しない物には使用できないとの誤解があります。排出事業者の処理責任を果たす上でマニフェスト制度の活用には意味がある。各種自動販売機の処分に適用。

8. 飼育魚の処分方法

ある顧問先からの問い合わせに対する回答です。一般廃棄物か、産業廃棄物かの区分にも関連します。産業廃棄物で業種限定のある分類については、国の定める標準産業分類表により業種が確定する。業種の範囲は広い。

9. 引取り処分費ゼロ円の場合の委託契約書

引取り処分費ゼロ円の物は、有償で他に売却できない物に該当するため廃棄物として処理する義務が有ります。境界線上の物の扱いは要注意です。法の適用を回避するために敢えて小額（5 円、10 円）の単価にて取引される場合がある。

10. 処分契約書に運搬業者の情報の記載は必要か

処分契約書は、排出事業者と処分業者との間で締結されるために、収集運搬業者の情報を記載する必要が無いとの誤解が存在します。廃棄物の適正処理の観点から、処分契約書にも収集運搬業者の「名称」「許可番号」「許可範囲」などは記載する意味がある。

11. 一部の不要物を有価で引き取った場合の処理方法

上記の 9. 引取り処分費ゼロ円との関連質問です。廃棄物と有価物との境界線上の物については悩むところが多いが、基本の考え方だけは明確にしておく必要があります。

12. オフィスビルにおける廃棄物処理委託契約とマニフェスト伝票の扱い

オフィスビルの廃棄物処理には様々な事例が有ります。そのため、原則に則ってまじめにやればやるほど混乱してしまう実態があります。原則と例外と容認の内容を理解しないと悩んでしまいます。

処理委託契約において未処理物が有る場合の契約解除の注意点

1. はじめに

建設廃棄物処理委託契約書のサンプル様式の第10条には次の契約解除条項を掲げている。

1-1 甲、乙又は丙が本契約を解除することができるケースとしては次の通り。

- ① 本契約の当事者が契約の条項のいずれか、又は法令の規定に反するとき
- ② 本契約の当事者が反社会的勢力【暴力団等】である場合、または、密接な関係が有る場合

1-2 契約を解除する場合の条件

- ① 本契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約を解除できない。
- ③ 本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約を解除できない

2. 解説

①はじめに

委託処理契約書において、契約当事者にとって契約解除する行為は最後の手段です。

あまたの交渉、対策を取ったが契約の相手側が廃棄物処理法並びに他の法令に抵触したことにより、契約の継続が困難になった場合の最終手段です。

廃棄物の場合は、他の契約行為と異なり、処理委託した物の引渡しで責任が完了するのではなく、最後の最終処理責任までが排出事業者【甲】に負わされていることです。

そのため、契約解除を急ぐあまり、処理委託した物が最終処分されたことを確認しないままに契約解除すると、委託した廃棄物が処理途中でストップしてしまい、処理責任を負う者が曖昧となる恐れがあります。

②対策

処理委託契約書において契約解除項目により契約を解除する場合には、その時点まで処理を委託した物がマニフェスト伝票等により最終処分まで完了していることが確認できていれば契約解除は有効です。問題無です。

ところが、中には処理処分行程上の廃棄物が存在している場合には、まずは排出事業者として特別の要請、措置などにより、処理が促進されるような対策を取るべきです。

なお、依然として委託した廃棄物の処理状況が不明又は不法な処理が見込まれる場合には、関係する行政庁に『措置状況報告書』を提出し行政庁の指導を仰ぐ判断も必要です。

安易に契約解除を行使すると、排出者責任を回避することにはならず、相手の処理業者に廃棄物処理を白紙委任した事になりかねない場合も有ります。要注意です。

以上

空きビン及び空き缶の「専ら物」の排出にかかる質問

質問

Q1 排出事業者が空びん及び空缶を各々別々に排出し、弊社が同一車両にて回収した場合に

専ら物となるのか産業廃棄物となるのか？

Q2 排出事業者が空びん及び空缶を混合排出し、弊社が同一車両にて回収した場合に
専ら物となるのか産業廃棄物となるのか？

回答

Q1及びQ2について、排出事業者が誰であれ、混合で排出するか、分別排出するかにかかわらず、全てが「専ら物」の扱いになります。

「専ら物」は、廃棄物処理法成立時の経済社会状況から、既存の資源回収業者の既得権の保護、育成の目的から、廃棄物処理法上の許可制度とは一線を引いた特例の扱いを認めたものです。

この扱いは、法制度の改正が無い限り継続いたします。

特に、取り扱い業者には、許可不要、許可車両の登録不要、委託処理契約書不要、マニフェスト伝票扱い不要の特例を認めております。

ただし、契約書については、簡便な契約書、マニフェスト伝票は、取引明細が分かる納品伝票、受領伝票の使用を推奨しております。

産業廃棄物の「保管積替え」行為の役割と位置づけ

1. はじめに

産業廃棄物の「保管」は、その産廃が野積みされ、放置されること等により生活環境保全上の支障が生じることの無いように、

- ① あらかじめ積み替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - ② 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
 - ・以上の要件に沿った「積替え」に伴って一時的に行われる保管行為が認められる。
 - ・例外として、中間処理等にあたり処理待機中の一時的な保管が認められている。
- そのため、
 ・積替え作業(収集運搬を行ったうえでの)のみの許可は与えられるが、
 ・積替えを伴わない『保管』のみについては許可を与えられない。

すなわち、収集運搬を行った上での「保管」には、必ず「積替え」が生じることから「保管」限定の許可は無く、積替え保管の一連の行為として法的には認められている。

なお、車両積載の保管は長期でない場合収集運搬の工程中とみなされ、「保管」には該当しない。

2. 「保管積替え」の例示

- ① 産業廃棄物の入った運搬容器を運搬車から、他の運搬車に積替え保管する行為
- ② バラ積みしてきた車両から重機などを使用して他の車両に積替え保管する行為
- ③ アームロール式車両に搭載した廃棄物入りのコンテナを地面に降ろし保管する行為
- ④ パッカー車にて回収した廃棄物を、大型車両に積み替え保管する行為
- ⑤ 保管積替えに該当しない例外容認のケース

- 例外1** ・港湾施設にて運搬車両から直接船舶（又は船舶から車両も）
 ・貨物基地にて運搬車両から直接鉄道貨物車両（又は貨物車から車両も）

これらの廃棄物を積替える行為は、運搬車両が滞留することなく積み替える場合は積み替え保管行為には該当しない。

- 例外2** ・密閉型コンテナにて船舶又は鉄道貨物車両に積替える行為は保管積替えに該当せず。

3. 保管積替えの許可制度

産業廃棄物の保管積替え行為を行う場合は、収集運搬業(保管積替えを含む)許可の中で施設要件が必要である。

施設設置の許可要件としては次の通り

- ① 積替え保管量に必要なかつ十分な面積又は容積を持つ施設である事
- ② 廃棄物の外部への飛散流出、汚水などの地下浸透の無い施設であること。
- ③ 廃棄物ごとに積替え保管の場所として仕切を設け、物ごとに標示板を掲出すること
- ④ 保管量の上限範囲は、計画搬出量の7日以内とする。
- ⑤ 屋外にて廃棄物を保管する場合は、施設によって高さ制限が設けられている。

4. 保管積替えの注意事項

保管積替えの前と後に必ず収集運搬行為が伴う。この場合、保管積替えの許可を受けている処理業者が、必ず保管積替えの前又は後における収集運搬業務に当たることが基本的遵守事項となる。すなわち、保管積替えは収集運搬業務の一部として位置づけられ許可を受けているため。

5. 保管積替え行為の必要性和優位性

廃棄物の収集運搬の処理行為の中で、保管積替え行為が法律上も正当に認められた処理とされ、その旨の許可(保管積替えを含む)の根拠は次の通りである。

① 輸送効率の確保

- ・少量排出物の収集運搬の場合は、その量のまま処分先まで運搬するのは効率的でない。
- ・少量物を集積したうえで一定量になるまで保管し、積替え搬出する方が効率的である。
- ・都市部では処分施設が遠隔化し、保管積替え機能の利用で適正処理が確保されている。

② 環境保全上の必要性

- ・廃棄物は、性状の異なる物が混合状態で排出される場合が多いので、保管積替え時に性状及び素材別に分別することで廃棄物の適正処理が確保できる。
- ・廃棄物処理上も、環境保全上も適正処理を確保するシステムとして必要な機能である。

③ 資源物の選別回収の有効性

- ・廃棄物には、多種多様な資源物が含まれており、そのまま処理処分するのではなく、保管積替えの施設において分別、選別することが法令上も認められており、選別した分はマニフェスト伝票で「有価物拾集量」として取り扱うことが規定されている。

④ 遠隔地の処理施設までの中継

- ・都市部に限らず全国的に、廃棄物の性状に適合した処理施設を偏在かつ遠隔化している。
- ・輸送コストの経済的な側面からも保管積替え等の中継施設を経由する方に合理性がある。

⑤ 少量物の運搬時の経済性

- ・多くの排出者では廃棄物の保管場所が十分に確保されてない。常時まとまった量が排出される訳ではない。随時の少量排出に対応するためコスト的にも保管積替え施設が必要である。

⑥ 危険物、処理困難物の取り扱い時の必須行為

- ・廃棄物には、多種多様な危険物、処理困難物等が混入しており、それらの摘出なしに処理処分施設に搬入した場合、火災、爆発、人身事故その他の大事故を発生させる原因となっている。
- ・大事故の原因となる危険物を選別除去する前処理は適正処理のための必須の行為である。

マニフェスト伝票の修正方法、委託契約書、覚書に関する質問

質問 1. A票の数量欄などを空欄のまま発行して、後日内部で指摘を受けた場合、どのように修正するのが正しい処置でしょうか。

回答 1.

- ① 空欄のままのマニフェスト伝票を交付する事は、虚偽記載の疑いを受ける可能性がある。可能な限り避けることが原則です
- ② 交付時点では計量できずに数量の記載が出来ない場合にも、容積(m3)、本数、袋数などを記載する事を習慣としてルール化をする。
- ③ 空欄にする理由は、予想としては、計量値を記載するので、空欄にしていること。
- ④ 大原則は交付時には全ての欄に記入すること、記入不要の欄は斜線を記入する。
- ⑤ 計量数値を記載できないときは、あるがままの把握できる数値(○m3、○本、○袋、○枚など)を記入すること。
- ⑥ 計量台貫にて計量した時点で、その数値を計量値として備考欄に記載する。
マニフェスト伝票に計量票を添付すれば、完璧な伝票となる。容積、重量を把握出来、見かけ比重なども算出できる。
- ⑦ 数量欄が空欄であれば、運搬途中にて検問を受けた場合には必ず指摘、指導を受けるリスクを確認しておくこと。
- ⑧ その他の事項で記載の間違いを発見した場合。
 - ・その部分を二重線で消してその上、下、横の余白に正しい記載をすることは問題ありません。
 - ・ただし ABCDE の全ての伝票を同じ内容で修正することが前提です。
 - ・修正箇所には担当者、責任者の印を捺印しておくことで、責任の所在が明確となります。
- ⑨ 既に発行済、交付済みのマニフェスト伝票は、回収したり、再発行は原則として認められておりません。マニフェスト伝票の虚偽記載に該当するからです。

質問 2. 特管責任者を選任しないで処理した場合

特管責任者不在のままマニフェストを発行し処理を完了したため、発行時の確認や帳簿の管理が出来ていない。どのような処置が適正でしょうか。

回答 2.

- ① 特別管理産廃管理責任者を複数設置していなかった管理者側の責任がとわれることになる。
- ② 排出量の大小にかかわらず、特別管理産廃管理責任者を複数専任することが原則

的な対応です。

- ③ 不足している場合には、振興センターの講習会を受講するか、又は大学などにおける履修単位にもとつき、管理責任者(工場長)が選任するかの対策を取ってください。
- ④ なお、特別管理産廃管理責任者が一人しか専任していない場合には、特別管理産廃管理者(代理)【=緊急時の暫定的措置、臨時的対応】を専任してください。
- ⑤ 代理者は、本来の特別管理産廃管理責任者の指揮のもとに、本来責任者の不在時のマニフェスト伝票の発行、確認、帳簿の管理をする体制を内部的に作ってください。
- ⑥ 特別管理産廃責任者が転勤、退職により長期に不在であったために、マニフェスト伝票の管理その他が未処理となっていた場合は、新任の特別管理産廃管理責任者は、過去に遡って法令で要求されている事務手続きをすることが必要です。

質問 3. 産業廃棄物委託契約覚書について

- ・原契約の委託種類を追加するために覚書にて単価と数量を記載し(70000円/年)、それに該当する印紙 200 円を貼りつけた。しかしながら、(有効期間)を「平成 26 年 10 月 16 日よりとし、それ以降については、契約書第 14 条に基づくこととする。」と記載したため、期間の定めがないことから 7 号文書に当たると判断された。
- ・この場合、(有効期間)を「平成 26 年 10 月 16 日より平成 27 年 10 月 31 日までとし、期間満了の 1 か月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、以降 1 年間更新されたものとし、その後も同様とする。」と修正することで 7 号文書に該当しないと考えるが如何か？

回答 3.

- ① 期間の定めのある文書においては、継続更新の定めがある場合であっても、当初の期間の【数量×単価】による契約期間の金額により収入印紙が決定する。
- ② ただし、契約期間の中で、契約条件が変更となった場合には、変更内容により追加となる契約金額と本契約の契約金額の間に収入印紙の不足額がある場合には、その不足額を覚書又は変更契約書に添付することが規定されている。

質問 4. また、正しい覚書の書き方とは？

回答 4.

- ① ケースバイケースです。形が決まっていない自由な形式が覚書です。
- ② 今後の契約変更に伴う事務処理のあり方としては、「廃棄物処理変更契約書」により統一的な処理を検討されたいかがでしょうか。

質問 5. 契約に無い最終処分場への持ち込みについて

・収集・運搬、処分契約において、契約していない最終処分場所へ廃棄物が持ち込まれたと、マニフェストE票で気づいた場合どのように事後対応したらよいか？

回答 5.

- ① 産廃の最終処分では良く発生するケースです。中間処理業者が、新たな最終処分場と契約したにもかかわらず、処分契約書の別紙の更新通知をしていない場合です。
- ② 中間処理業者に、最新の最終処分場リストの報告を求め、契約書の別紙の更新を早急に要求すること。場合によっては、過去に遡って更新をすること。
- ③ 契約していない最終処分場の許可証の提出と報告、及び当該最終処分場との委託処分契約書の写しの提出を要求すること。

質問 6. 後から覚書で追記することは必要？

回答 6. 覚書で対応するのではなく、契約書の別紙の更新を行うこと。この場合に、従来の別紙を差し替えることなく、追加する方式とすること。

- ① その理由は、契約書は、5年間の保存義務が有ります。旧の別紙も5年間保存しなければなりません。

質問 7. 自治体への報告は必要？

回答 7. 契約していない最終処分場が、無許可の処分場、満杯の処分場に該当しない限り措置状況報告書を行政に提出する必要はありません。許可書にて確認する。

以上

処理施設事故報告書について

質問

処理施設事故報告書の件ですが、収集運搬業者についても該当するものでしょうか？
「施設」の解釈はどこまででしょうか？積替保管施設、車両も該当するものでしょうか？
車両でも事故(交通事故、漏洩事故等)で報告すべき基準として、その場合、大・小の程度等がありますでしょうか？

回答

処理施設事故報告書は、「施設」に関連した事故の報告です。

- 1.施設とは
 - ①15 条施設
 - ②14 条施設 (15 条の処理能力以下の施設、又は法に規定のない処分施設)
 - ③積替え保管施設

- 2.事故の内容は
 - ①火災の発生
 - ②爆発事故
 - ③死亡事故など重大な労働災害事故(労働基準監督署への報告とあわせて)
 - ④大量の廃棄物の飛散流出事故
 - ⑤汚水の配管・水処理施設の不具合など処理作業に長期にわたり支障が出る事故
 - ⑥その他処理作業に影響が出る事故

- 3.施設の事故発生により、許可された処理能力の受入に支障が出る場合等の場合には、必ず許可を受けた許可権者あてに報告書を提出する義務があります。

- 4.なお、処理施設の稼動に影響が無い内容又は規模であっても、周辺住民に何らかの被害を与えた場合は原則として報告しておくこと。

- 5.積替え保管施設での事故の場合には、収集運搬の運行計画に影響がでる規模又は内容の事故の場合は報告することになります。

- 6.車両は一般的には施設には該当しませんので、処理施設事故報告書には含まれない。

以上

一般廃棄物が事業系と家庭系に分割される理由と経緯

廃棄物処理法では、一般廃棄物とは、家庭系も事業系も無く産業廃棄物以外の物として規定されております。皆様ご承知の通りです。

廃棄物処理法の制定時に東京都清掃局(現環境局)の企画部に在職していた経験から述べさせていただきます。

東京都廃棄物処理及び清掃に関する条例を制定する際に、既存の請負業者(東京都の清掃事業受託業者)の利益を擁護する配慮が働きました。

一般廃棄物処理業許可制度において、家庭系を除いた事業系に限定した制度とした経緯があります。

東京都の廃棄物条例は、関東周辺のみならず全国の市町村の廃棄物条例策定時にはモデル条例のような扱いが成された。その結果、多くの市町村でも廃棄物処理法にない「事業系」の区分と文言が採用される結果となった。

環境省のビラ(無許可回収業者への警告)においては、尾上様が述べておられるとおりです。

「一般廃棄物の許可」があれば家庭系の廃棄物を回収することに問題なし。

環境フェアのセミナーでも環境省の担当官は一廃許可あればOKを出しております。この点が、東京都の一般廃棄物許可を受けている業者のジレンマなのです。この経緯を知らないと許可取消しの憂き目に会うことになりかねない。

以上

有価物の取引に電子マニフェスト又は紙マニフェストを使用する件

質 問

有価にて取引される物について、電子マニフェスト伝票を使用して処理状況を確認する事は廃棄物処理法上問題となるか。

回 答

マニフェスト伝票の制度は、廃棄物が不法投棄など不適正処理されるのを防止するため、収集から最終処分までの一連の工程を明らかにし、処理の公正性を認証するための制度です。

またマニフェスト伝票制度の適用対象は廃棄物とされているが、廃棄物以外の物についてマニフェスト伝票を使用することを抑制又は禁止する政令、省令、通知は存在しない。

例えば、事業所から発生する飲料容器類について、ビン、缶類は専ら物扱いとなりマニフェスト伝票不要とされるが、同時に回収するペットボトルは廃プラスチック類となりマニフェスト伝票の交付及び受領が義務付けられている。

これらの多くの事業所では、マニフェスト伝票不要とされるビン、缶類を含めてペットボトルと一緒にマニフェスト伝票の交付を行っている。

その理由は、廃棄物である限り品目が専ら物であれ何であれ、排出事業者に適正処理の処理状況の確認責任があるから他なりません。この件で行政サイドからマニフェスト伝票不要だから交付の中止の指導などありえない。

有価取引物については、本来は廃棄物に該当しないためにマニフェスト伝票を交付したり、受領する法的な義務はない。

ただし、その物が廃棄物由来の物であったり、廃棄物と有価物の境界線上の物であれば、排出事業者がその処理状況を把握し、確認するためにマニフェスト伝票制度を使用することを妨(さまた)げる理由、法的根拠は見出せない。

廃棄物処理法を貫く精神は、第一条にある「生活環境の保全及び公衆衛生の保全」にあります。この法の目的を達するために、第二条以下の個別の法的概念及び義務が定められている。

有価取引物についてマニフェスト伝票を運用することが、法の悪用又は違反行為に関連するものでない限り、排出事業者の排出者責任を果たす範囲でこれらの運用は容認される行為である。適正処理の確認のためであり、結論として問題なしです。

以 上

飼育魚等の処分方法について

質問

温排水を利用した魚の飼育をしており業務上、魚の死骸や糞等を取り扱う事がある。魚の死骸や糞は、廃棄物の区分としてどのように考えたらよいか。

魚の死骸は、海に投棄しても問題はないか？

回答

まず、魚類の飼育の目的を明確にすること。成魚にして出荷、又は販売目的に魚類を飼育しているのであれば、魚の死体も廃棄物処理法上では一概に一般廃棄物と認定できない。

例えば、出荷のための設備があり、魚を加工する場合には、食料品製造業に該当し、廃棄物が発生すればそれは動植物性残渣となり、産業廃棄物に該当する。

産業廃棄物の分類にある畜産農業とは、鳥、豚、牛、馬などに限定されていない。すなわち、犬のブリーダー（繁殖目的）の事業から発生する動物の死体、糞などは動物の死体、動物のふん尿に該当するとの判断が示されている。

さらに、カブトムシを販売目的で飼育する行為は、畜産農業とされ、養蚕事業から発生するカイコの死体なども畜産農業とされている。これらは産業廃棄物である。

製薬会社において、試験実験用の猿などを飼育している場合は、販売目的でなく、試験研究用に飼育しているものであり、畜産農業とは別の扱いになり、その動物の死体は一般廃棄物となる。

ただし、製薬会社に実験用のサルを納品するために、サルを繁殖させて飼育している行為は畜産農業と同じ扱いとなる。したがって、飼育施設からの動物の死体は産業廃棄物である。

魚類の飼育の規模、目的において、小規模、観賞用、施設見学者への説明用として飼育している場合には、その魚類の死体は一般廃棄物であり、市町村の収集ルートに乗せることが出来る。

自社施設にて、焼却設備があつて自己処理可能であればそのまま処分をしても問題はない。

排出事業者は自らの責任において適正に処理しなければならない原則の第一は自己処理です。自己処理が出来ない場合には、許可ある業者に処理を委託する。

以上

引き取り処分費ゼロ円の場合の委託契約書の作成は必要なのか

質問① 引き取り処理費が0円のものには契約が必要でしょうか？

ある排出事業者からプラスチックのパレットの排出がありますが、一部当社で使えるものなので使わせていただき、残りは数が多いので処分するという事で考えています。

この0円の分については契約が必要になりますでしょうか？

回答① 引き取り処理費がゼロ円の物は、廃棄物に該当するか否かの問題です。

杓子定規に、形式的に判断するのなら、廃棄物とは、有償で他に売却できないため不要となったもの。すなわち有用物以外のものが廃棄物とされております。

よって、ゼロ円の物は有用物の範囲に入らないために一般的には廃棄物に該当いたします。そのために、産廃業界では、あえて1円とか5円の値を付けて有価購入方式が多い。

ただし、当該物が廃棄物かどうかの判断基準は、有償性の有無も重要な判断要素ですが法令の判断基準は総合判断説です。すなわち物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思など総合的に判断することが要求されております。

結論的には、ゼロという境界線上の物であり、地域、時期により変動するものであり、絶対的な正解を求めるのは困難、無理であります。

排出者と処理業者の間で廃棄物の適正処理のため、ゼロ円でも委託処理契約は必要です。

質問② 契約が必要な場合、産廃の収集運搬契約の中に当社が0円でいただく旨を記入してしまうことは可能でしょうか？ マニフェストは必要でしょうか？

回答② ゼロ円も廃棄物である旨の法令通知も存在しておりますので、その旨記載しても問題は無いものと判断されます。

廃棄物を引き取るとすると、当然の帰結としてマニフェスト伝票は必要となります。

質問③ 引き取るパレット100枚1式1円でも100円でも有価物として扱えば、上記のような必要はないものでしょうか？

処分のパレットの廃棄物処理費から、それらの有価扱い分を差し引いて相殺での精算は問題ないでしょうか？

回答③ 当該パレットに使用価値があり、再利用可能な物については有価で購入し、不要なパレット分は処理費を負担していただくのが現実的です。

別の考え方としては、パレット全部について廃棄物として処理費負担をいただくものの、有用な再利用可能パレット分を処理費の値引き扱いをする方法【相殺】も現実にはあります。

質問④ 処分契約書の運搬業者の情報については、これまで入れていますが、必要記載事項ではないと思います。記載なしでも良いものでしょうか？

回答④ 排出者は処分契約と収運契約の二本立ての委託契約を締結します。処分行為と収運行為は独立した契約ですが、契約は別でも作業としては連動、連携しなければ適正処理が確保できません。そのためには収運業者情報は必要です。各種のモデル契約書においても、処分契約書には収運業者の許可等の情報は必要としております。

以上

処分契約書の運搬業者の情報について記載が必要か**質問**

処分契約書の運搬業者の情報についてもう一度おうかがいしたいのですが、ある業者の処分契約では搬入業者として

「第2条第2項の産業廃棄物の処分場所への搬入は、甲（排出者）が指定する収集・運搬業者が行うものとする。ただし、甲が当該産業廃棄物の収集・運搬を行う場合はこの限りではない。」

としているところがありますが、これでは足りないでしょうか？

回答

委託契約書に関して、廃棄物処理法の及び政省令の中では、①絶対に記載が必要な事項【施行令第6条の2第4号】と②記載した方が望ましい事項があります。

この②記載した方が望ましい事項は、③記載が不要な事項ではないし、また④記載してはならない事項ではない。

廃棄物処理法の法体系は、完璧に整理されているものではなく、一部に矛盾があったり、つじつまが合わなかったり、抜け穴があったりする不完全な法律です。

そのために、法律の大規模改正が5年おきに予定されていたり、毎年のように部分改正があります。本来の法律の条項は34条ですが、実際の法律の条項は枝分かれしていてその4倍以上になります。

数えてみてください。130条以上になります。それだけ不完全な法律である事を前提に委託契約書の内容を検討するならば、②の記載した方が望ましい条項に意味がある。

排出事業者としては、まさかの事件、事故の発生を回避するためには、①絶対に記載が必要な事項に限定せずに、②記載した方が望ましい事項を含めて契約する判断が必要なのです。

コンプライアンスとは、法令遵守と訳されておりますが、法令で規定された事だけ遵守すればよいのではない。よく議論されていることに、字句として法令では定めがないが、法令の精神を勘案するならこれは遵守すべきとか、この解釈はこう有るべきだとの議論もあります。

法令の精神を読んでいくことも大切です。記載されてないから不要だという短絡的な発想は再考をお願いしたい。

以上

一部の不要物を有価で引き取った場合の処理方法

質問

- 荷物運搬のパレットを有価買い取りした場合は、その分の売買契約は必要か？
- この場合は伝票の受け渡し程度でよいか？
- もしくは収集運搬契約に廃棄物と有価物を分けて記載した方がよいか？

回答

- ① 一般的に、有価買取した物は廃棄物ではありません。
従って廃棄物処理契約およびマニフェスト伝票の処理は不要です。
ただし、物の受け渡し確認のために伝票により明細を把握しておくのが望ましい。
これが原則的な考え方です。
- ② 例外的な処理も存在します。
すなわち御社の今回のケースは原則だけでは不十分であり、その処理は要注意です。
同じ製品、同じ廃棄物品目について一部が有価物となり、他は廃棄物になるケースです。
有価か、廃棄物かの仕分けが、どの時点で行われるのかが重要です。
- ③ 排出の時点で、排出事業者の指定などにより、有価物となるパレットの枚数が確定しており、それ以外は全て廃棄物とするのであれば、原則的な処理が可能です。問題がない。
- ④ ところが、中間処理施設または積み替え保管施設にて選別された結果、有価物となるパレットと廃棄物となるパレットが確定する場合。⇒当該施設に搬入されるまでは廃棄物扱いをするのが廃棄物処理法上の原則の定めであります。
- ⑤ 『当該施設に搬入されるまでは廃棄物扱いをする』場合には、当然のことに、全てのパレットは廃棄物処理委託契約書にて定めると共に、マニフェスト伝票の作成も義務付けられております。
- ⑥ 「御社の積替え保管施設からの搬出用に使用する」とありますので、その保管積替え施設へのパレットの搬入実態により判断していただきたい。
当初より、御社の使用目的でパレットを搬入し、使用するのが明確であれば、原則的な処理で問題は発生いたしません。

以上



オフィスビルにおける廃棄物処理委託契約とマニフェスト伝票の扱い

質問

ビル管理会社から入居しているテナント毎に一般廃棄物・産業廃棄物の廃棄物処理契約を締結しては？との要望があり、その際に産廃マニフェストの排出事業者をテナント毎ではなく、オーナーまたは管理会社名義で発行することはいかがなものでしょうか？

また、その際に管理会社がテナントとマニフェスト発行に関して何か取り交わしが必要でしょうか？

回答

オフィスビルにおける廃棄物処理の長年の懸案であり、典型的な問題点です。

まず、廃棄物処理契約については、原則は当然のことですが各戸別テナントと処理契約を締結する事になります。あくまでも原則であり、建前の話です。

東京都心の最近の高層オフィスビルでは何百何十のテナントビルも稀有ではありません。そのため原則では実務的に対応出来ない。遵守されなければ不適正処理の発生の恐れも無いではない。

これらの事情を勘案し、不適正処理の発生の懸念、危惧を回避するために、この大原則を緩和し、特定の条件遵守を前提に、例外的な扱いを容認しております。

東京都環境局主催の「排出事業者向け産業廃棄物管理責任者講習会テキスト」の 77 頁において下記の解説をしております。

ビルの共有部分からの廃棄物はビルの所有者等(所有者又は占有者でビルの運営権限を有する者)が、テナントの事業活動により排出されたものは各テナントが、それぞれ排出事業者になる。

このため、契約は各排出事業者【ビルの所有者等及び各テナント】が行う事になるが【以上が原則的考え方】 ビルの所有者等が各テナントから委任状による委任を受けている場合には、各テナント分も含め一括して契約を締結することが出来る。【これが例外容認の考え方】

なお、この場合でも、各テナントの排出事業者としての責任がビル所有者に転嫁されることは無い。【これは例外容認の乱用防止と歯止めの考え方の再確認】

また、ビルの所有者等が各テナントの産業廃棄物集荷場所を提供し、適切な管理が行われている場合には、ビルの所有者等が各テナント分のマニフェスト伝票の交付を代行することも可能である。【マニフェスト伝票の取り扱いの例外容認の考え方】

参考にしてください。従来とは異なる思い切った表現をしております。

この解説は、東京都における考え方としてご理解ください。

他県市においては、ここまで踏み込んだ表現による例外を認めていない場合がある。

以上